

亀山市病院事業企業職員募集要領

1 職種、採用予定人数及び応募資格

職 種	採用予定人数	応 募 資 格
薬剤師	若干名	(1) 昭和58年4月2日以降に生まれた方で、薬剤師の免許を有する方または令和6年3月までに免許を取得見込みの方 (2) 通勤可能な方

ただし、次に該当する方は、応募することができません。

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当する方

(2) 永住者又は特別永住者の在留資格を有しない外国籍の方。

なお、外国籍職員の任用に関する基準については、8を参照してください。

2 試験の日時、場所及び試験科目

(1) 日時 随時（※日時は決定次第、ご連絡いたします）

(2) 場所 亀山市立医療センター 会議室

(3) 試験科目 口述（個別面接）及び作文の各試験

3 申込書の請求先、提出先及び提出方法

(1) 請求先及び提出先

亀山市立医療センター地域医療部病院総務課

〒519-0163 三重県亀山市亀田町466番地1

(2) 提出方法

上記提出先への持参又は郵送とします。

詳しいことは、亀山市立医療センター地域医療部病院総務課

（電話0595-83-0990、FAX0595-83-0306）までお尋ねください。

4 申込書に添付する書類

(1) 履歴書及び身上書（医療センターの指定するもの）

(2) 最終学校の卒業（見込）証明書（卒業証書の写しでも可）

(3) 資格等を有することを証明する書類の写し（取得見込みの場合を除く。）

5 受付期間

随時

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで。ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除きます。

なお、郵送による申込みは、書留郵便に限ります。

6 採用等

試験の合格者は、「亀山市病院事業企業職員採用候補者名簿」に成績順に登載し、その中から採用者を決定します。

採用予定日は令和 6 年 4 月 1 日とし、勤務先は亀山市立医療センターとします。

7 給与は、亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 2 7 年亀山市条例第 3 7 号）及び亀山市病院事業企業職員の給与に関する規程（平成 2 8 年亀山市病院事業管理規程第 2 3 号）の定めるところにより支給します。

8 外国籍職員の任用に関する基準について

「公権力の行使又は公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、亀山市においては、外国籍の職員は次のような職務に就くことはできません。

（1）公権力の行使に当たる職務

ア 市民に対して公益的な必要から市民の権利や自由を制限する内容を含む職務

イ 市民に対して義務又は負担を一方的に課す内容を含む職務

ウ 市民に対して義務の履行を制限したり、強制力をもって執行したりする内容を含む職務

エ その他公権力の行使に該当することとなる職務

（2）公の意思の形成への参画に当たる職務

ア 原則として専決権限を有する課長級以上の職にあつて、亀山市の行政について企画、立案、決定等の政策形成に関与する職務

イ 亀山市の基本政策、人事、財政等を担当する職務